

## 第6 提言

### 1 いじめの防止について

#### (1) いじめの理解

- いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）で、その児童生徒が心身の苦痛を感じているものであることを理解すべきである。
- いじめが、児童生徒の間の行為（作為または不作為）と、児童生徒の関係性の中でかかる行為によって受ける傷つき（心身の苦痛）により認知されるものであることを踏まえ、日頃の教育活動、学校運営において、児童生徒の「傷つき」に目が行くよういじめとは何か（いじめの定義）についての理解を深める必要がある。
- 市教委は、学校で、かかるいじめの理解が浸透し、深まるよう、形だけにとどまらない実践的な研修及び学校での研修支援を、繰り返しかつ継続的に行うべきである。

中学校では、いじめとみられる事案についても、「トラブル」という言い方がなされ、また、「トラブル」について、いじめであるかどうかの把握もなされていなかった。その結果、中学校において、いじめの事実があったにもかかわらず、市教委には、「いじめゼロ」としてしか報告がなされていなかった。

いじめ防止対策推進法2条1項、及びこれを引用した市基本方針第1の2において、いじめが「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されていることについて、教育現場にかかわる全ての者がきちんと理解することが必要である。

いじめはいつでも、どこでも、性格が合わないなどのほんの些細なきっかけからでも起こり得ることであること、児童生徒が「心身の苦痛を感じて」いてもそれを表に出さない（出せない）場合もあること、関係性が入れ替わり、一見仲間内で外されたり戻ったりを繰り返しているだけのように見えても、ある時から児童生徒に心身の苦痛を感じさせる事態となることもあるなどと常に念頭に置いて、広くいじめと捉えていこうとする姿勢が重要である。また、いじめが人間関係を背景にしている以上、いったん悪くなった関係性を取り戻すのに時間がかかることも踏まえられるべきである。

上記のごとき実態を十分に理解した上で、いじめが、児童生徒の間の行為（作為または不作為）と、児童生徒の関係性の中でかかる行為によって受けた傷つき（心身の苦痛）により認知されるものであることを踏まえ、ともす

ると児童生徒の人間関係の中に埋没しがちな児童生徒の「傷つき」に目が行くよう、いじめとは何か（いじめの定義と特徴）についての理解を深める必要がある。

ところで本事案においては、いじめの理解を深める学校での研修、市教委での研修、学校の研修を支援する市教委の働きかけがなかった、または少なくとも十分でなかった。市教委は、学校で、かかるいじめの理解が浸透し、深まるよう、形だけにとどまらない実践的な研修及び学校での研修支援を、繰り返しかつ継続的に行うべきである。

## (2) いじめ問題に専属的に当たる組織体の構築と運営

- いじめの防止のための企画を立てるとともに、いじめを早期発見し、早期対処をするために、生徒の関係を正確に見立て、いじめであるかどうかを判断し、対応の方針を立て、協働してこれに当たる専属的な組織体（いじめ防止等対策組織）の構築と運営が不可欠である。
- 児童生徒の人間関係の広がりを踏まえ、いじめ防止対策委員会を学内で組織し運営するだけでなく、いじめ防止等の目的の下、保護者との連携はもとより、関係機関（市教委や警察、児童相談所、地域団体、他校等）との連携を、普段から図っておくことも重要である。
- 市教委は、学校と緊密な連携をとり、学校のいじめ防止対策委員会の運用実態を把握し、上記組織体となるよう学校を支援する必要がある。

学校では、トラブルとしてではあるが、生徒間の問題について、確かに、学年会や主任会等で扱っていた。しかし、それは情報交換にとどまる傾向にあり（その結果、報告した教員が個々に引きづき対応するにとどまった。）、対応をする場合でも、生徒指導上の表面的な対応にとどまり、いじめについての前述のごとき理解に基づいた対応ではなかった。

学校は、いじめについて正しい理解に立ち、学校で生じるあらゆる事象を、いじめではないか、いじめが背景にあるのではないかとの視点で常に検討し、見立てることが重要であり（その結果、明らかにいじめではないと判断できる場合を除いて、いじめに当たるものとして、またはその疑いをもって臨むことが望ましい。）、対応する場合には、起こっている事柄とその背景となる関係性に対して共通の認識を持ち、共通の対応方針を持って、（直接には、主として一人が対応する場合でも）組織的に協働してこれに当たる必要がある。

そのためには、いじめの防止のための企画を立てるとともに、いじめの早期発見、早期対処のために、生徒の関係を正確に見立て、いじめであるかどうかを判断し、対応の方針を立て、協働してこれに当たる専属的な組織体（いじめ防止等対策組織）の構築と運営が不可欠である。市教委は、学校と緊密な連携をとり、学校のいじめ防止対策委員会の運用実態を把握し、上記組織体となるよう学校を支援する必要がある。

市基本方針においては、各学校が、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構築されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止等対策委員会）を置くものとし、以下の役割を想定している（第2の3（2））。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

上記はいずれも重要な役割であることはいうまでもないが、中学校では、単に委員を選任して形上、委員会を設置したにとどまり、主任会や学年会などがこれに代替するものとされ、実際に上記各役割を果たすものとして委員会が運営されていなかった。

本事案においても、個々の教員は生徒からの訴えを無視することなくその時点その時点で対応していたのに、背景に形を変えながら継続していたいじめがあると捉えられず、組織的な対応がとられるに至らなかつた。このことに鑑みると、上記①や②の役割の重要性は勿論のこと、個々の教員から些細な兆候や懸念であっても適時に吸い上げ、緊急会議によって、事案をいじめの観点から見立て、迅速な対応をはかる上記③、④の役割が委員会の現実の対応としては極めて重要であると考えられる。

また、本事案でもそうであったように、児童生徒の関係は、学校を超えて市・県単位で行われるイベントや、地域のスポーツチームや習い事で行動を共にする関係、それぞれの友達を同行してグループで出かけるなどの関わりを通じて出会う関係、果てはインターネットで知り合う関係まで、相当の広がりを持つものである。このことからは、いじめ防止対策委員会を学内で組織し運営するだけでなく、いじめ防止等の目的の下<sup>9</sup>、保護者との連携はもとより、関係機関（市教委や警察、児童相談所、地域団体、他校等）との連携を普段から図っておくことも重要である。

このようないじめ防止対策委員会の組織と運営があつてこそ、以下の提言が生きてくる。

<sup>9</sup> 「いじめ防止等の目的の下」の意味は、例えば、犯罪防止、捜査の目的のために、あらかじめ生徒の情報を警察に提供するというのは、いじめ防止等の目的には当たらないという意味である。もちろん、犯罪防止のための警察との連携や、児童虐待防止のための児童相談所との連携は、別にあり得、重なり合うこともあるが、それは、こうした連携の根柢が必要であり、いじめ防止等対策と重なり合うとしても、別のものと理解しておくことが大切である。

### (3) いじめが背景にあると疑うべき事態の認識と対応

- 児童生徒の長期欠席（断続的なものも含む。）について、児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていてもそれを出さず（出せず）、苦痛からの回避行動として欠席せざるを得なくなる場合があることを踏まえ、「怠惰」、「無気力」などと表面的に捉えることなく、その背景にあらゆるいじめなどの人間関係を注視すべきである。
- 病気の診断がなされ、それを理由に欠席が続いている場合でも、医療機関による治療の問題と短絡せずに、心因性の疾患を疑い背景にいじめ等の人間関係があるかもしれないとの視点を持つことが大切である。
- 病気を含む長期欠席（断続的なものも含む。）の背景にいじめ等の精神心理的ストレスがある場合には、ストレス因の排除に努めること、また、本人や保護者と話し合いながら、どのような環境調整が望ましいかを模索することが必要である。その際、欠席が長く続くことを踏まえ、休むこと自体が負担にならないよう配慮するとともに、学習の遅れが焦りを含む自己評価の低下につながらないように心がけ、適切な学習支援をすることもまた必要である。

#### ア 長期欠席

中学校において、本事案とは別に、長期欠席（断続的なものも含む。）の生徒について、「怠惰」、「無気力」等の記述がなされている例が散見された。

児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていてもそれを出さず（出せず）、苦痛からの回避行動として欠席せざるを得なくなる場合がある。その場合、自分でこれを表現できないことから、一見、怠惰等にみえる場合もある。しかし、こうした点を踏まえると、背景事情を検討することなく安易に「怠惰」、「無気力」あるいは本人の「わがまま」などと捉えてしまうと、いじめを見逃すこととなってしまう可能性がある。

仮に、担任等の教員が、そのように判断した場合であっても、背景にいじめがあるのではないかとの観点をもって生徒を評価し、見立てる必要があり、そうした役割を持つ専属的な組織体（いじめ防止等対策組織）が重要であることは前述の通りである。

#### イ 身体疾患の診断

前項のこととは、とりわけ、病気の診断を理由に休んでいる生徒について注意を要する。医療機関による診断がなされると、学校では、医療機関による治療の問題であって、学校の問題ではないとする傾向にあるからである。

医療のプロではない教員らは、医師による診断がされたことそれ自体についてはそのとおり受け止めることとはなろうが、診断が下されたことがゴールではなく、その背景に人間関係の問題はないのかについて、治療の効果と

も相関関係を測りながら、検討する必要がある。背景事情の検討をすることを怠るいわば「思考停止」に陥ってはならない。

うつ病など一般的に心の病気と捉えられている疾患であれば当然背景事情の検討の必要性に思考が及ぶであろうが、そうではない身体疾患の診断を受けた場合も、学校関係に起因する心的要因を背景とする発症である場合があるということを意識する必要がある。例えば、起立性調節障害（中学生全体の10%に発症）には「心身症」としてのものがあることを踏まえ、背景にいじめ等による精神心理的ストレスがあるのではないかという視点で臨むことが重要である。

#### ウ 対応

以上の点を踏まえ、学校現場においては、当該生徒の人間関係等の背景事情を確認し、現にいじめ等の精神心理的ストレスがある場合にはストレス因の排除に努めること、また、本人や保護者と話し合いながら、どのような環境調整（長期欠席の場合、短時間登校や保健室登校からはじめる、疾患の場合症状に応じた柔軟な対応をはかるなど）が望ましいかを模索することが必要である。

疾患の診断が得られている場合は、症状理解や環境調整について、主治医との連携も時に必要である。例えば、主治医が示す改善時期を過ぎても明らかな改善がないなど異様な場合は、人間関係が改善していないことが強く疑われるものであることから、治療の状況を、病状理解のために医師に尋ねてみることも重要である。

また、いじめは人間関係を背景に持つものであり、児童生徒を長期欠席や疾患の発症に至るほどの心的苦痛を与えた事象が一朝一夕に解決するとはいえないし、児童生徒の心的苦痛が一朝一夕に改善されるということもないことから、現実的には、その後も欠席が続くこととなる可能性はある。

そのような場合も、学校現場としては、本人や保護者とよく話し合いながら、本人にとって望ましい環境調整を引き続き模索しつつ、「休むこと」について本人や保護者を批判しない姿勢を貫くことが重要である。例えば、欠席が続くと「休みます」と毎日電話することが本人にとっても保護者にとっても負担になりがちであるため、毎日の欠席の連絡は不要とし、本人が登校できるときに「今日は出席します」ということを連絡するように保護者に伝えるのも1つの方法である。

また、欠席が続くと学習面の遅れが生じ、これが児童生徒に対する更なるプレッシャーにつながることもある。本事案でも、上位であった成績が下位へと低下して行く様子がみられ、いじめによるストレスに加えて、学習面でのプレッシャーが起立性調節障害の症状の悪化につながっていた可能性があった。学校現場としては、自己評価が維持されていれば、学習は十分取り戻せることを踏まえて、学習の遅れが焦りを含む自己評価の低下につながらないように心がけ、適切な学習支援をすることもまた必要である。

#### (4) いじめの材料になりやすい事象の認識と対応

- 長期欠席（断続的なものを含む。）、疾患、規則違反、男女交際など、対応に注意を要する一方で、いじめの材料になりやすい事象があることは特に留意する必要がある。
- 長期欠席（断続的なものを含む。）については、「怠け」、「さぼり」と受け止められ責める材料になりやすい。疾患の中には、疾患及び症状に対する理解の欠如から、それ自体としていじめの材料になるものがある。かかる長期欠席や疾患の背景にいじめがあることに留意するとともに、これらを材料としていじめが生じないよう、他の児童生徒への説明を含めて、対応方針を共有するとともに、本人及び家族と連絡を取りながら適切な対応がとられるべきである。
- 規則違反の指摘はそれ自体正しいものであるが、他方で、規則違反を材料として行われるいじめがあることに、十分気を配るべきである。規則違反の指摘は正しいものと終わらせずに、こうした指摘の背景にある人間関係に目を向け、いじめの有無を把握する必要がある。禁止事項は、その違反を取り上げて相手を責める材料になりやすいことを踏まえて、規則が適切なものであるかどうか、生徒の参加を前提として見直しを図ることも大切である。
- 思春期において、男女交際が大切であることを前提として、その関心の高さから、それがからかいなどいじめの材料になりやすいこと、また、これを受けた側のダメージは非常におおきいものであることを踏まえて、具体的な場面またはその萌芽を捉えて、その都度、適切な教育的働きかけをする必要がある。

##### ア 長期欠席、疾患

長期欠席（断続的なものを含む。）は、上述の通り、他の生徒たちに「怠け」と受け止められ、責める材料にされることがある。

疾患については、外表上から明らかな症状が現れるようなものの場合それ自体がいじめの材料（＝ネタ）にされることはある、これはある意味分かり易いものであろうが、起立性調節障害のように外表上症状が現れるわけではない疾患の場合、より深刻な状況を招くことがある。

本事案においても、朝登校してもすぐに保健室に行く、休み時間は元気にしているのに授業になるとおとなしく、すぐ帰る、病気のせいにして授業にも部活にも出ない、といった他の生徒の反応がみられるところである。

起立性調節障害の患者は、一般的には、朝が辛く体が動かしにくいものの、昼から夕方に次第に元気になり、夜に向けて活発化する。一方、その日の気温や気圧といった気候や、精神心理的ストレスによっても現れる症状が変わり得るので、休み時間は元気であったのにその後に症状が悪化して帰宅を余儀なくされるといった事態はあり得る。

## イ 規則違反

学校においては生徒の身だしなみについて一定の規則を設けており、生徒たちはそれを認識しながらも、おしゃれ心や、容姿に対するコンプレックスを隠すなどのため、規則に違反してしまうことがある。

このような規則違反をしてしまう生徒に対し、規則違反をことさら取り上げて直接又は間接的に非難するなど、形式的には行為者側に理がある行為がいじめとなることがあることを学校現場では意識する必要がある。

もちろん、規則違反に指導が必要であるとしても、規則違反を利用したいじめがあることも十分認識すべきである。また、禁止事項が多い学校であればあるほど、禁止事項違反を取り上げて相手を攻撃する傾向もあることから、そもそもその禁止事項を規則として定めるのが妥当であるのかどうかについても、生徒の参加を踏まえた検討が必要である。

## ウ 男女交際

中学生を含む思春期の時期は、同性同年輩との友人との親密な関係をもつことが重要な課題でありつつ、自身及び他者の異性との関係にも関心が高まる時期でもある。思春期の生徒たちにとって、男女交際は非常な関心事であり、羨望ややっかみも相俟って、時にそれがいじめの「ネタ」となりやすい。

他方で、本来男女交際は、少し自慢したいという気持ちがある一方で、極めて個人的な、他人に踏み込まれたくないものでもあり、とりわけ、これが、いじめの「ネタ」とされた場合、この時期の児童生徒の心に大きな苦痛を与える。

学校現場においては、こうした男女交際を大切なものとして生徒を見守ると同時に、それ自体がいじめの材料となることがあること、そしてそれが想像以上に児童生徒を傷つける可能性があることを十分認識すべきである。

## エ 対応

以上のようなことがいじめの材料になりやすく、「ネタ」になり得るということは、特に、認識する必要がある。また、対応を誤ると、教員側がいじめ側に立ったかのように受け止められてしまう可能性があることにも留意し、いじめとは何かを理解した上で十分な対応をすることが必要である。

とりわけ、イの規則違反についての指摘が典型であるが、児童生徒の正当性（または相手が悪いとの指摘）を理由としたいじめはいじめと認識されにくく、また対応が難しい。たとえいじめの材料となっていても、現に指摘されたとおりの違反があればその点についての指導を行うことまで否定されるものではない（かえって、規則に違反してもあの子だけ叱られない、となれば新たないじめの「ネタ」になってしまうことも考えられる。）。

大切なことは、規則違反は規則違反として、これをした生徒に与するのではないとする態度で冷静に対応しつつ、そうした指摘の背景にある人間関係を見立て、関係性次第で、こうした指摘が児童生徒に苦痛を与え、実はいじ

めとなっている場合があるということを常に想定することである。

指摘を受けた児童生徒から、どうして他の生徒からこういうことを言われたのだと思う？というところまで踏み込んで聞き、背景要因の解明につなげられれば望ましいところである（ことに本事案のように、一人の生徒について、近い時期に複数の指摘がされるような場合、その背景にあるいじめを疑い、このような確認につなげられることが望ましい。）。

アやウに関しては、児童生徒に対し、これらがいじめの「ネタ」になり得るという視点に立った指導を行うことが必要である。

指導すべき内容としては、以下のようなことが考えられる。

#### （ア）長期欠席、疾患

まず、長期欠席（断続的であるものも含む。）が、「怠け」ではないとの出発点に立ち、疾患の診断がなされているものも含めて、背景にある人間関係に目を向けることが必要である。

疾患については、当該児童生徒が疾患を有していること自体を教員間で共有することは多くの場合なされるが、疾患の正確な知識や、疾患を有する生徒及びそこから生じる問題にいかに対応するかについて共通の方針が持たれず、もしくはそれが共有されていないことが多い。とりわけ、いじめの原因になりやすい疾患については、他の生徒への説明や働きかけが必要になるところ、教員間で齟齬が生じないように対応する必要がある。

他の生徒の説明にあたっては、本人や保護者の了解を得た上で、正しい理解を伝える必要がある。例えば起立性調節障害については、以下のような内容が生徒に伝わることが重要である。

- ① 一般的には、朝は体調が悪くて起きられず、学校が始まる時間に間に合わない。午後になると元気になるが、立っている姿勢がつらくて失神すらすることもある。気候や精神心理的ストレスによっても現れる症状は変わり得るので、午後になってから症状が悪化するということもあり得る。
- ② 起立性調節障害の症状は、気持ちがだらけていたり、性格がだらしなかったりするのではなく、体が悪いために出ている。
- ③ 本人の具合が悪いように見えるときは、声をかけたり、横になるように促したり、体調に気づかうとともに、様子が変化したら、すぐに教員に伝えることが大切である。
- ④ 学校に来られているときは具合が悪いように見えなくても、朝は本当に具合が悪いために来られないし、午後になってから症状が悪化することもある病気なのだということを理解する。
- ⑤ 病気の診断はお医者さんが本人の訴えだけを聞いて決めたのではなく、横になった状態と立った状態の血圧や脈拍数の変化など客観的な数値によって行われたもので、仮病などではない。
- ⑥ 起立性調節障害の発症の背景にいじめがあることもあるし、いじめに

よって症状が悪化(急に遅刻や欠席が増えたりする)することもある。病気について知らないために、傷つけるような言動をしているかもしれないとした上で、当該生徒との関係を振り返ることが大切である。

#### (イ) 男女交際

児童生徒が性別を意識した友人関係(異性の場合の他、同性の場合も含む。)に高い関心を持つ時期であることを前提に、「付き合う」ということそれ 자체を否定するのではなく、(一般的な性または異性との関係に関する教育は別になされる必要があることを前提として)児童生徒が具体的に関心を持った時点で、また、これが問題化する萌芽が児童生徒間の中で見られる場合に、適切な働きかけを児童生徒していくことが大切である。

その際、良好な関係を築くことができれば素敵なことであるという共感をまず示すことは大切である。その上で、かかる問題が児童生徒の関心事である反面として、これを材料にいじめが行われた場合、これを受けた児童生徒の傷つきが想像以上に大きくなることを踏まえて、交際は互いに信頼し合った1対1の関係で行われ、極めて個人的な、他人に踏み込まれたくないものであること、何気ないからかいであっても相手の心に大きな苦痛を与えてしまう可能性があることを児童生徒に伝える必要がある。また、その関心の高さは、これがSNS等で拡散するようなことがあれば、さまざまに虚実関わりなく話が増幅して伝わり、そのダメージの大きさから取り返しのつかないことになることもまた合わせて伝える必要がある。

また、思春期は、性への目覚め、異性との性的関係への興味関心が高まり、様々な情報に触れる時期もある。社会においてこうした情報は氾濫しており、他方で、学校教育から伝えられる情報が極めて限定的で、むしろ児童生徒は社会において氾濫している情報に影響されていると言っても過言ではない。こうした中、もっぱらこうした情報への児童生徒のアクセスを遮断し、児童生徒をこうした情報から遠ざける議論のみがなされているが、児童生徒が氾濫した性情報に影響を受けていること(及びこうした情報に影響を受けているおとなからの影響)は現にあるということを前提として、より豊富で正確な情報に基づく児童生徒への性教育の在り方を確立することはもはや急務である。

この点は、一自治体での努力では及ばない部分があり、国レベルでの議論がなされるべきであり、その上で、さらに実情にあったものに改める必要があると考えるが、現状では少なくとも、児童生徒に対しては、性的関係を話題にしてからかいの材料としたり、これを流布したり、さらに実際に体験したりすることのリスクを伝える必要がある。また、そうしたことが児童生徒の話題になったときには、単なる噂話や児童生徒の間の他のトラブルと同じように扱うのではなく、そのリスクを考えた上での教育的な働きかけをする必要がある。

## (5) いじめ予防のための指導・教育

- 法4条が「児童生徒はいじめを行ってはならない。」とする一方で、国基本方針第1－6では、いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」とされている。その意味で、いじめを行ってはならないとするだけではなく、いじめとは何か、いじめはどうして起こるのか、いじめは児童生徒にどのような影響があるのかなどを、児童生徒が主体的に関わる取り組み、及び児童生徒が自ら認識を深められるようないじめ防止のための授業や取り組みが必要である。
- インターネットを介したコミュニケーションの特性を踏まえて、そこでのやりとりが、時としていじめになることを児童生徒が自ら認識し、それを深められるような教育的取り組みが必要である。

本事案においても、事案発生前から、中学校においてはいじめ予防教育の取組が行われていた。その一つに「いじめしま宣言」というものがあり、これは、生徒たちが自らいじめ予防に向けたスローガンを作り、宣言する、というものであった。事案発生後にも、JUMPチームによる思いやり集会が実施され、アンケートをふまえてどのような言葉が人を傷付けるのかを話し合った上で、「ウザイ、キモイ、死ね、クソだ、消えろ、キレイ、どけ」などの言葉を言わないなどのスローガンを宣言する形で行われた。

このように、児童生徒に自ら考えさせるという形で行われる取組は、大人が一方的に「こうしろ」と押し付ける形とは異なる効果を持ち得るものではある。ただ、スローガンを作ることで終わってしまうと、児童生徒の深い理解に結びつかないとも思われる。

重要なことは、児童生徒自らに、単に「何々をしません」と約束させることではなく、「なぜ」それをしてはいけないのか、それをするとどんな結果になってしまうのか、を、自分のこととして考えさせ、気付きに至らせることである。

このことは道徳の教科化に際し、文部科学大臣が平成28年11月18日付けて出したメッセージ（一部引用「現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「あなたならどうするか」を真正面から問い合わせ、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え方、議論する道徳」へと転換することが求められています。このため、道徳の授業を行う先生方には、是非、道徳の授業の中で、いじめに関する具体的な事例を取り上げて、児童生徒が考え、議論するような授業を積極的に行っていただきたいと思います。」）と通じるものである。さらには、こうしたいじめ予防を目的とした授業の結果、児童生徒のいじめをなくそうとの意識変化だけでなく、具体的な行動の変化を引き起こすようになるような指導の工夫が必要である。

ことに、本事案においてもそうであったし、今の時代を生きる子どもたちには広く当てはまるであろうが、インターネットを利用したいじめにつ

いて、子どもたちが確たる加害の自覚なく行い、または何の気なく追随してしまい、相手に深い傷を与えるということは往々にして起こり得る。この点については、児童生徒に対し、あらゆる場面を捉えて、児童生徒が自ら認識を深められるような取り組みが必要である。

現実世界で面と向かって悪口を言うなどすれば、相手や周囲の反応が目に見えて返ってくる（その意味で、加害行為にもそれなりの覚悟が必要である）が、インターネットを介してであれば、直接の反応にさらされず、好き勝手に言うことができてしまう。また、仲間内同士だけでやり取りしていたつもりでも、悪口の対象者が実は見られる状態であったり、残されたデータを何らかの形で対象者が入手して見てしまい、対象者を傷つけたりすることになる。

さらに、インターネット上、一旦挙げた情報は100%消し去ることはできないこと、さほど悪気なくした行為（「いいね」を押すなど）でも対象者を傷つける可能性があることなど、児童生徒の思いが及ばない事項が多くあると思われ、これらについて、指導をするとともに、児童生徒が自ら認識を深められるような教育を行う必要がある。

同時に、インターネットを介したやり取りは主として学校外で行われることから、保護者に対しても上記のような点をきちんと伝え、家庭における携帯電話等利用のルール作りなどを勧める必要もある。

## （6）心的ストレス軽減に向けた対策

- いじめを受けた児童生徒の心的ストレスを軽減するとともに、いじめの加害者を生まないためにも、児童生徒の心的ストレス軽減に向けた有効な対策を講じるべきである。
- 養護教諭の役割を、教諭個人の取り組みとせず、いじめ防止等対策組織に位置づけ、その役割を十分発揮できるようにすべきである。また、保健室を、生徒にとって安心して利用できるものにするために、少なくとも、生徒のルールとしての1時間ルールは廃止すべきである。
- スクールカウンセラーの位置づけを不登校の生徒のカウンセリングと限定することなく、生徒・保護者・教員・学校組織を対象として、いじめの予防から対策までの幅広い活動を担う本来の役割に位置づけその活用を図るべきである。そのためには、できる限り常勤に近い形での配置をすべきである。

### ア 心的ストレス軽減のための対策の必要性

いじめを受けた児童生徒は、心身に苦痛を覚えるとともに、心的に大きなストレスを受けており、いじめの背景にある人間関係への働きかけとともに、かかる心的ストレスを軽減するための措置が不可欠である。また、児童生徒は日々、学習その他の学校生活上の課題、受験、友人や交際相手などの関

係など、様々なストレスにさらされており、そのはけ口としていじめに及んでしまうことがある。いじめの加害者を生まないためにも、児童生徒の心的ストレス軽減に向けた対策を講じるべきである。

#### イ 保健室（養護教諭）の有効活用

まずは、学校の保健室（養護教諭）を、相談窓口、ストレスからの回避場所として有効に活用することが考えられる。

本事案でも、保健室利用カードの記述や養護教諭とのやり取りから担任へのいじめ相談につながった経緯もあった。しかし、これらの連携は養護教諭の個人的な努力によってなされていたといえる。1名の養護教諭が保健主事として主任会に参加していたが、学年等組織的な対応に連携するような体制がなかった。そのことが、いじめ被害を受けて苦痛を感じていることへの学校と保護者等との協働活動が円滑に進まなかつた要因ともなっている。

平成29年3月に文部科学省は「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」を策定し、報告した。この報告には、「(児童生徒の)心身の健康の保持増進と健全な発育発達に関して、課題のある児童生徒を早期発見し、支援方針・支援方法の検討・実施、再検討等を通じて、学校全体として児童生徒の課題解決につなげる手順等」が示されている。この活動において養護教諭が重要な役割を果たすことを指摘し、校内の体制整備とともに、養護教諭の役割が提示されている。

##### 児童生徒に対して

- 誰でも（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも相談できる保健室経営を行う。
- 医学的な情報や現代的な健康課題等について、最新の知見を学ぶ。
- 地域の関係機関とも連携できるような関係性を築く。
- 地域の関係機関をリスト化し、教職員等に周知する。

##### 管理職や学級担任等に対して、

- 気になる児童生徒の学級での様子について聞く。
- 医学的な情報や現代的な健康課題の傾向等を的確に伝える。特に、日常の健康観察のポイントや、危機発生時は児童生徒が異なったサインを出すことなどを周知する。

##### 保護者に対して、

- 家庭での健康観察のポイントや保健室はいつでも誰でも相談できること、相談できる関係機関について、学校通信や保健だより、学校保健委員会活動等を活用して常に発信する。

こうした報告書の提示内容を踏まえると、保健室（養護教諭）の有効活用を進めるには、以下の点の改善が必要である。

##### ① 1時間ルールの弾力的運用

中学校では、保健室は原則1時間しか利用できないルールがある。怠学のための利用をなるべく防ぐという意味でのルールであるとされるが、他方で、これを越えた保健室利用にいわば罪悪感を覚えさせ、これを越えた保健室利用生徒に対する批判の材料ともなることには留意すべきである。養護教諭を児童生徒（ストレスを抱え、いじめ側に回ってしまう可能性のある児童生徒を含む）の相談窓口、ストレスからの回避場所のひとつとして位置づけるためには、いつでも相談できる保健室経営の観点から、1時間という時間について、症状に応じた対応を検討するための養護教諭の目安とすることがあったとしても、これを越えてはならないという生徒のルールとすべきものではない。

## ②体制整備

養護教諭が個人で抱えるのではなく、些細なことであってもいじめの可能性についての気付きがあった場合にいじめ防止対策委員会にすぐに挙げ、組織的に対応できるようにする体制整備が必要である。

## ③児童生徒への周知

保健室を、相談窓口、ストレスからの回避場所のひとつとして考えてよいこと、「イライラして人に当たってしまう」などの相談でもよいこと、を周知し、このような観点での利用を呼び掛ける必要がある。

## ウ スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）の有効利用

相談窓口、ストレスからの回避場所の一つとして、スクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー）の有効利用も考えられる。

スクールカウンセラーの業務は、本来、生徒・保護者・教員・学校組織を対象として、いじめの予防から対策までの幅広い活動を担うものであるが、中学校では、不登校をもっぱら個人の問題として、不登校生徒へのカウンセリング等がスクールカウンセラーの主な役割と理解されていたようである。

本事案ではスクールカウンセラーとの面談を1年次担任が本人や保護者に勧めた経緯がある。しかし、スクールカウンセラーの本來的な役割が教員・保護者・生徒に十分周知・理解されておらず、上記のような役割と考えられていたことがおそらく背景となって、スクールカウンセラーへの相談には至らなかつた。

このように、本人や保護者が自ら相談することを積極的に望まない場合、担任が問題意識をスクールカウンセラーと共有し、自らの介入方法等を検討・助言（コンサルテーション機能）してもらうという方向で、スクールカウンセラーの支援を得ることも有り得た。

また、いじめの予防対策として心理教育を行うことも考えられ、スクールカウンセラーを講師として校内研修会を開催し、まずは教員が心理教育技能を学習した上で、各クラスにおいて実施するということも考えられる。

平成29年1月に「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」（報告）（教育相談等に関する調査研

究協力者会議）が文部科学省から提言された。本報告では教育相談体制の在り方として、1. 未然防止、早期発見及び支援・対応等への体制構築、2. 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくりを提言している。この目的を果たすために、スクールカウンセラーが、児童生徒、その保護者、教職員に対するカウンセリング、情報収集・見立て（アセスメント）や助言・援助（コンサルテーション）を行うとともに、全ての児童生徒が安心した学校生活を送ることができる環境づくり等の学校コミュニティの支援に取り組むことを求めている。

上記の活動を行うために、スクールカウンセラーを学校組織（主任会、いじめ問題・不登校対策協議会など）に配置するなど校内体制に適切に位置づける事が必要である。そのために、市教委は、スクールカウンセラーの勤務条件の充実（時間数あるいは派遣日数を増やす）を図り、常勤に近い形での配置が必要である。

なお、スクールソーシャルワーカーは、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、ソーシャルワーク理論に基づき、児童生徒のニーズを把握し、支援を展開すると共に、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けを行う専門家である。市教委でのスクールソーシャルワーカーの活用状況は不明であるが、浪岡中学校は生徒の非行予防および対策として地域住民や各機関との連携に力を入れている。この点をスクールソーシャルワーカーと分担協働できると、教員が他の業務に取り組む時間を確保できる可能性もあると思われる。

## （7）保護者との協働の充実

- 保護者と教員が児童生徒のために協力し、協働していくことは、全ての児童生徒の教育を充実させるために必要であり、ことさらいじめのような深刻な結果を引き起こす可能性のある問題に対しては、早い段階で実効性のある対応を取るために必要である。
- 児童生徒がいじめを受けていること、または行っていることの兆候を、さまざまに、またさまざまな生活場面で示すことを踏まえ、教員は、保護者から寄せられる児童生徒の様子に注意を払うとともに、学校での言動や様子について保護者に積極的に伝える必要がある。
- 学校は、日頃から保護者と教員が合同で勉強会をしたり情報交換をしたりすることができるような場を設けるなど、人間関係の醸成に努力すべきである。

本事案では、保護者と教員の間で事実認識が食い違うこと、教員が保護者に対して、十分な説明や問い合わせが難しかったと感じたこと、逆に保護者側が教員に対して不信感を抱いていたとの事実があつたことなどが見受けら

れた。保護者と教員の関係性の悪さは、どのような形であれ児童生徒の不利益につながることは間違いない。

特にいじめのように、複数の児童生徒が関与し、大人に見えにくいものについては、互いの立場を越えて、信頼関係のもと、何よりも全ての児童生徒の健全な発達のために協働することが必要である。とりわけ、いじめの場合、児童生徒は、自分を一番心配してくれている保護者に、いじめを行っている事実はもとより、いじめられている事実もなかなか言えない、見せないという現実がある。しかし、児童生徒は、いじめを受けていること、または行っていることの兆候を、さまざまに、またさまざまな生活場面で示すことがあり、学校から子どもの言動や様子が伝えられていれば、子どもの些細な変化や兆候を、学校での出来事と結びつけて考えることもできる。こうした点を踏まえ、教員は、保護者から寄せられる児童生徒の様子に注意を払うとともに、学校での言動や様子について積極的に保護者に伝える必要がある。

また、そのためには、日頃から保護者と教員が情報交換を行い、子どもの発達という視点に立ち、信頼関係を醸成していくこと必要がある。本事案は中学校を舞台にしているが、保護者と教員の関係は、中学校になってから始めるべきものではない。保護者と学校及び教員との協働は、小学校入学時、もしくはそれ以前に行うべきことである。

内容は、もちろんその学校に通う児童生徒の日頃の言動、学習、人間関係についてが主になるだろうが、その一方で、子どもの発達全般についての知識を勉強することが大切であろう。なぜならば、保護者はあくまでも保護者であり、教育をプロとしている教員と同じ質や量の子育てや教育に関する情報を手に入れることは難しいからである。逆に教員の場合は、ともすると学習指導要領に代表される教育行政のねらいや各自治体や学校の教育目標にとらわれ、一人一人の児童生徒の実態とその発達段階にあった指導支援の必要性に気づくことが難しくなったりする。保護者と共に子どもの発達のことを学ぶことにより、一般的な発達を知ると共に、その学校に通う児童生徒の特性や教育的ニーズを把握することができると考えられる。

しかしそうした関係性は、教員個人の資質や、各学校独自の努力に任せるものではない。むしろシステムとして位置づけることにより、どの学校のどの児童生徒の保護者も、その児童生徒が通う学校の教員と信頼関係を構築し、子どもの発達全般について、いつでも相談できる体制を作るべきである。

このことは特に思春期という難しい発達段階の生徒を預かる中学校の教員にとって、生徒の問題を先送りすることなく家庭と連携することが可能になり、生徒の利益に結びつくばかりか、保護者、教員双方の利益にもなると考えられる。

## 2 いじめの早期発見・対応について

### (1) 多様な相談の窓口を整えること

- いじめは、いじめを受けている児童生徒の心身の苦痛が基準となって把握されることを踏まえ、いじめを受けている児童生徒が、心身の苦痛を、迷うことなく安心して相談できる場が、いろいろなかたちで、多様に用意されるべきである。とりわけ、スクールカウンセラーの役割・配置を改善すべきである。
- いじめ問題に専属的に当たるいじめ防止等対策組織を整備し、機能させるとともに、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどが相談の窓口として機能するよう、当該組織を整備すべきである。

いじめは、児童生徒に対して、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該児童生徒が心身の苦痛を感じているものであるとされており、いじめを受けている児童生徒の心身の苦痛が基準となって把握される。その意味で、いじめを受けている児童生徒が、心身の苦痛を、迷うことなく安心して相談できる場が、いろいろなかたちで、多様に用意されていることが好ましい。本事案では、連絡帳を通じて、三者面談を通じて、さらに直接に、担任に相談がなされている。担任への相談内容は、学年会、主任会等を通じて教員間で共有もなされたが、いじめであるかどうかの尺度をもつていじめ問題に専属的に当たるいじめ防止等対策組織が有名無実化していたために、対応は担任に委ねられ、担任は、通常の生活指導と学習指導を行うにとどまり、初期の段階において、学校組織としていじめとしての対応がなされなかった。2年次の危機的状況の中では、さすがに対応がなされているが、それも担任の判断によるものであった。この間、保健室は児童生徒の心身の苦痛を把握していたがその対応は補助的にとどまっている。スクールカウンセラーは、既にみたように、不登校のカウンセリングとの理解にとどまっていたために、活用されることはなかった。担任に相談がなされていたことは、相談の窓口としての信頼感があったからであると思われるが、他は機能していないかった。

いじめの早期発見と対応は、児童生徒から心身の苦痛を把握することによって始まる考えると、一つには、迷うことなく安心して相談できる相談窓口の整備と、いじめ防止等対策組織がいじめ問題に専属的に当たるものとして機能していることを前提として、当該組織の窓口として組織的に位置づけられていることが大切である。早急に点検し、整備されるべきである。

## (2) サインに気付くこと

- 児童生徒の意識されたまたは無意識の心身の苦痛のサインを適時に捉え、児童生徒の人間関係を把握するとともに、背景にいじめがないかどうかを注視する必要がある。
- 児童生徒の出すサインは、教員間で共有する必要があるが、それが、単なる共有でとどまり、結果として教員一人が抱え込むことがないよう、これを集約し、背景にいじめがないかを評価し、適切な対応をすることのできるいじめ防止等対策組織を中心としたいじめ防止等のしくみを構築すべきである。

児童生徒の心身の苦痛は、必ずしも、本人に自覚されず、また自覚されても相談がなされないことがある。また、相談がなされた場合でも、主訴がいじめや心身の苦痛でないこともあります、一見してそれとわからない場合がある。そのような場合でも、児童生徒は、何らかの心身の苦痛や、人間関係にかかる悩みについて、日常の表情の変化なども含め何らかのサインを出していることがあります、その意味で、児童生徒本人の心身の苦痛のサインを適時に捉えることが非常に重要になってくる。次のような点に留意すべきである。

- 児童生徒の不満・不快・悩みの表明、表情の変化に気づいた場合、児童生徒の人間関係を把握するとともに、背景にいじめがないかどうかを注視する。
- 児童生徒の欠席、遅刻、早退、体調不良、疾患などが頻回する場合、児童生徒の人間関係を把握するとともに、背景にいじめがないかどうかを注視する。
- 相談窓口に挙がってくる情報（加害側に回ってしまっている児童生徒からの情報も含まれ得る）について、それが人間関係に生じているものでないかどうか評価し、背景にいじめがないかどうかを注視する。
- 一見そうは思いにくいものでも、いじめになりやすい材料、いじめになりやすい関係があることを理解し、一定の時点でいじめがなかったとしても、人間関係の変化を注視し、その背景にいじめがないかどうかを注視する。

なお、いじめは、一定の人間関係の生徒同士でなされるものであることから、児童生徒の個々の関係に加えてグループ関係を中心に人間関係を常日頃把握しておくことが大切である。

また、こうした教員の児童生徒のサインへの気づきは、教員間で共有する必要があるが、それが単なる報告と情報の共有にとどまり、結局教員個々の対応に任せられているということにとどまる場合、それは教員の意欲も薄らぎ、当該教員が抱え込む結果になることには特に留意が必要である。いじめ問題に専属的に当たるいじめ防止等対策組織を組織し、機能させ、共有された情報から、把握されている人間関係での児童生徒の心身の苦痛を評価し、背景にいじめがないかどうかを調査し、共通認識を教員間で得てこれに対応する

しくみを整えることは急務である。

なお、中学校では、「やまなみ」を通じて、生徒が学校で起きた嫌なことや、心身の不調などを記載することがあり、また教員へ相談したい内容についても記載されていたが、他方で、教員は、これを生活リズム（中でも日々の学習時間の確保が重要課題であった。）を整えさせるためのツールとして用いていた様子が窺える。「やまなみ」は生徒のサインに気づく重要なツールであることを改めて確認し、生徒の苦痛に気づく取り組みが必要である。

### (3) 早期からの継続的な対応

- いじめのサインを把握した場合、いじめ防止対策委員会を中心に、早期から、継続的に対応する必要がある。
- 心身の苦痛を感じている児童生徒から聴き取りをする場合、当該児童生徒の意思を尊重することを示した上で、いつから、誰に、どんなことをされていて、心や体はどのような状態にあるのか等について、丁寧に聴き取り、保護者とも共有して具体的な対応を検討する必要がある。
- 当該児童生徒の相手方児童生徒から聴き取りをする場合、事実関係と相手方児童生徒の思いを分けて聞くことが大切である。事実関係としては被害申告のとおりでも、相手方児童生徒からすればこれに先立つ経過に言い分があるなど、何らかの「思い」を持っている場合もあり、それも十分に聴取する必要がある。
- いじめへの対応は、児童生徒の心身の苦痛と相手方児童生徒の思いの溝を埋めることが目標になることを踏まえ、丁寧に対応する必要がある。

いじめのサインと思われるものが挙げられた場合、いじめ防止対策委員会を中心に、早期から、継続的に対応する必要がある。

まずは、心身の苦痛を感じている児童生徒から、いつから、誰に、どんなことをされていて、心や体はどのような状態にあるのか、保護者には相談できているか、学校としてどのように対応して欲しいか、を丁寧に聞き取る必要がある。その際、児童生徒が相手方の報復を恐れ言いたいことを言えない可能性もあるので、児童生徒の了解なく勝手に他に話をしたりしないこと、まずはどうして欲しいかを教えて欲しいことを明らかにして聴取を行うことが望ましい。児童生徒からの聴き取りを踏まえ、内容を保護者とも共有し、具体的な対応を検討する必要がある。

なお、児童生徒が答えた「されていること」の中に、インターネット上のやり取りによるものなど、客観的に確認できるものがある場合、携帯電話やスマートフォンなど学校への持ち込みが禁止しているものであっても、持っこさせ、その現物を確認することが望ましい。

次に、児童生徒が相手方への指導を望んだ場合、相手方児童生徒からも事情を丁寧に聞き取る。その際、事実関係と、相手方児童生徒の思いを分けて聞

くことが大切である。事実関係としては被害申告のとおりでも、相手方児童生徒からすればこれに先立つ経過に言い分があるなど、何らかの「思い」を持っている場合もあり、それも十分に聴取する必要がある。

また、相手方児童生徒が複数である場合に留意すべきもう一つ重要なこととして、それぞれの関与の仕方が一様であるとは限らない（むしろ、主体的であるもの、追随してしまったに留まるものなど、関与の仕方は一様でないことの方が多いであろう）ため、その視点をもって、個々に、十分事情を聴取する必要がある（あなたは何をしたのか、しなかったのか、どのような思いでそれをしたのか、しなかったのか等）ということがある。

いじめへの対応は、児童生徒の心身の苦痛と相手方児童生徒の思いの溝を埋めることが目標になることを踏まえ、丁寧に対応する必要があり、安易に謝罪の場を設けるべきではない。なお、聴き取った内容に齟齬がある場合、心身の苦痛を訴えている児童生徒に寄り添いつつ、「加害児童生徒は否定しており、証拠がないから被害申告にかかる事実はなかった」などと安易に断定することも避けなければならず、何が心身の苦痛になっているのかについて注意深く検討を重ねる必要がある。

児童生徒が「まずは先生に聞いてもらっただけでよい」と述べ、相手への指導を望まない場合であっても、養護教諭やスクールカウンセラーによる心身の状態把握や保護者との協議を行い、その段階での指導に踏み切る必要がある場合もあり得る。その際には、本人の了解を得るよう努力しなければならない。仮にその時点では経過観察とすることとしたとしても、いじめ防止対策委員会において「経過観察中」の事案であるとしっかり認識し、いつでも対応できるよう、継続的に注視する必要がある。対応した場合も同様である。

### 3 重大事態の発見・対応について

#### (1) 重大事態の理解

- いじめによる心的苦痛が、さまざまな身体症状に出ることはよく知られており、身体疾患の背景にいじめ等がある可能性があることは十分踏まえられるべきである。
- 長期不登校重大事態について、年間30日の欠席を目安としているが、一定期間、連續して欠席がなされている場合、病気欠席と短絡するのではなく、背景にいじめがないかどうかを、学校いじめ防止等対策組織において検討すべきである。

本事案においては、生徒の自殺後、すみやかに法第28条第1項第1号の「生命心身財産重大事態」に該当するとして、審議会での調査に付された。他方、生徒は、年間46日の欠席があったが、起立性調節障害の診断を受けたため、病気欠席と理解され、法28条第1項第2号の「長期不登校重大事態」との検討はなされなかった。

いじめ防止対策推進法28条第1項第2号は、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を長期不登校重大事態としており、「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動統制と指導上の諸問題に関する調査」の定義を踏まえ30日を目安としている。加えて、国基本方針では、「児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査着手することが必要である。」としており、本事案における生徒は、少なくとも長期不登校重大事態に該当するか否か検討すべき生徒であったとの指摘も可能である。

いじめによる心的苦痛が、さまざまな身体症状に出ることはよく知られており、身体疾患の背景にいじめ等がある可能性があることは十分踏まえられるべきであり、医療機関で診断がつく身体疾患の場合でも、学校いじめ防止等対策組織は、児童生徒の人間関係を把握し、身体疾患の背景にいじめがなかつたかどうか検討する必要がある。

## (2) 重大事態の発見

- うつ状態やうつ病は、自殺の大きなリスクとなる。思春期の子どもが、うつ状態やうつ病になることは決して稀ではないことを踏まえ、教職員が正しく理解し、児童生徒及び保護者とこれを共有し自他両面からの発見につなげていく必要がある。
- 教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等を対象として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる「ゲートキーパー」を学校において養成すべきである。

### ア うつ状態（適応障害やうつ病等）の発見

うつ状態やうつ病は、自殺の大きなリスクとなる。思春期の子どもが、うつ状態やうつ病になることは決して稀ではない。うつ病の初発時期であるといってよい。不登校やいわゆる「ひきこもり」、あるいは拒食や過食など思春期特有の行動がうつ状態やうつ病の表現型である場合も多く、精神科受診が必要な場合がある。

うつ状態やうつ病に関する知識、気づき方、対処方法について、スクールカウンセラーによる講習などにより教職員がまず理解し、保健体育の授業でとりあげるなどして児童生徒に伝え、保護者へも共有していくことで、自他両面からの発見につなげていくことが重要である。

なお、いじめを苦にした精神性疾患の発症、又は従前からの精神性疾患の悪化が見られた場合、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にいう「心・・・に重大な被害が生じた」場合に該当し、重大事態として対処する必要がある（欠席日数の多寡は無関係）。

## イ 自殺の危険の発見

いじめを苦にした自殺は重大事態の最たるものであり、この危険性をいかに察知し、積極的な介入が図れるかは極めて重要である。

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人（いわば、「命の門番」）のことを「ゲートキーパー」といい、自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）においては重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成が掲げられている。

ゲートキーパーとしては、かかりつけの医師を始め、教職員、保健師、看護師、ケアマネージャー、民生委員、児童委員、各種相談窓口担当者など、関連するあらゆる分野の人材がその役割を果たせることが望ましいとされており、内閣府による研修が実施されているところである。教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等がこのような研修を受講することにより、ゲートキーパーとしての役割を実効的にはかる試みが必要と思われる。

精神性疾患の発症、悪化からさらに進んで（或いは発症・悪化と共に）、児童生徒から希死念慮とみるべき言動がなされることがあり、これは、自殺の危険性のサインと捉えるべきものである。

## （3）重大事態への対応

- 重大事態が発生し、市教委が審議会を通じて調査に当たる場合であっても、学校は、審議会の十分な調査が可能となるよう、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めるなど、役割に応じて、必要な調査を怠ってはならない。
- いじめを背景として児童生徒がうつ症状を呈していると疑われる場合、欠席日数にかかわらず、それ自体、生命心身財産重大事態として、対応しなければならない。その際、学校いじめ防止等組織を中心に、対応について共通認識を持ち、体制を整えこれに対応すべきである。また、希死念慮のリスクを踏まえ、本人の気持ちを尊重しつつ、放置することなく適切な対応をする必要がある。
- いじめによる長期不登校の場合、インターネット上の関係が引き続いている可能性があり、こうした関係に留意する必要がある。長期欠席による学習面の遅れや登校しなければならないとの思いを理解し、休むことの大切さを伝えるとともに必要な支援を行う必要がある。

## ア 調査・報告

法第28条第1項の重大事態が発生した場合には、法第5章に基づく重大事態への対処を適切に行わなければならない。市立学校の場合、市教委を通じて市長に報告するとともに、速やかに調査組織を設け、調査を行い、いじめ

を受けた児童生徒及び保護者に調査結果を報告する。青森市では、法14条3項に基づく審議会が、重大事態が発生した場合に、この調査組織として調査に当たるとされている。この調査について、文部科学省が平成29年3月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を発出している。

留意すべき点として、上記ガイドライン上、重大事態の調査主体については、学校の設置者において、学校とするか、学校の設置者とするかを判断するものとされ、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加え体制とするかも学校の設置者が行うこととされているが、第三者のみで構成する調査組織による調査を行うと判断した場合でも、学校の設置者及び学校は、当該調査組織の十分な調査が可能となるよう、状況に応じて早い段階での聴き取りや、関係資料の散逸防止に努めること（ガイドライン第6（1））とされていることが挙げられる。すなわち、第三者調査を行う場合でも、その役割を踏まえて、学校現場における調査を実施する必要がある場合があることに注意が必要である。

#### イ いじめを受けた児童生徒への対応

##### （ア）生命心身財産重大事態（法28条1項1号）

児童生徒がうつ状態・うつ病の疑いを持った場合、それがいじめによるものであるかどうかを問わず、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携のもと、本人や保護者と状態を共有し、精神科受診が未了であれば受診につなげるようまずは働きかける必要がある。受診ののちは、主治医との連携により、治療状況を逐次把握するとともに、本人にとって望ましい環境づくりについて意見交換し、具体的な検討を行う必要がある。発症の背景に人間関係があり、それがいじめである場合、それ自体として、法第28条第1項第1号の生命心身財産重大事態に該当し、不登校を伴っている場合には、同第2号の不登校重大事態にも該当する。

いじめを背景としたこうした重大事態においては、いじめを受けた児童生徒の安全確保と保護を第一に考え、学校においては複数の教職員で児童生徒を見守るとともに、帰宅後も保護者と連絡を取り合い、児童生徒の状況把握に努める必要がある。また、スクールカウンセラーを活用し、児童生徒およびその保護者の心のケア（外傷治療含）を積極的に行う。

希死念慮については、これを打ち明けられた者（希死念慮を有する者は、誰でもよいから話をするのではなく、それまでの関係から「この人ならば、絶望的な気持ちを受け止めてくれるはずだ」という思いから、死にたいという気持ちを話すものである。）があれば、まずは、徹底的に聞き役に回ることが大事である。話をそらしたり、批判したり、安易な激励をするのは禁物である。

打ち明けられた者が児童生徒の場合、打ち明けた児童生徒が大人の援助を得たくないと考えていても、その気持ちは尊重しながらもけっして放置せず、適切な援助を求める必要性を伝え、教員や保護者に相談することを勧める。

相談を受けた児童生徒が、相談を抱え込んでしまうことのリスクも非常に大きなものであることも十分に認識し、その児童生徒をカウンセリングにつなげるなどの対応が必要である。

相談された教員は、児童生徒を傷つけずに、さらに情報を収集するために質問を深めて行く。その上で、いじめ防止対策委員会に重大な事象として報告を上げ、学校として速やかに組織的な対応を図る体制を整え、それを実施する必要がある。

児童生徒が保護者に知られたくないと考えていても、その気持ちは尊重しながらも、命にかかる問題であり、保護者と連携を図ることは不可欠である。精神科的介入が必要と判断された場合、単に「病院に行ってみたら」と勧めるのではなく、児童生徒を紹介する医療機関を具体的に一覧表にして交付する、事前に協力を得られる公認心理士<sup>10</sup>・臨床心理士や精神科医と関係を構築しておくなどの実践的な対応が望ましい。

#### (イ) 不登校重大事態（法28条1項2号）

いじめからの回避行動として不登校が選択されている場合、現実世界でのいじめにさらされ続ける状況はひとまず回避できていることとなる。

ただ、インターネット上の関係は、現実の関係にかかわらず継続していることを十分理解し、こうした関係でいじめが続いている可能性とともに、インターネット上でのやりとりが、間接的にも影響を与えている可能性があることに留意すべきである。

また、長期欠席による学習面の遅れや「登校しなければならないのに登校できない状態」は、それ自体が児童生徒の負担となっている可能性もあることを念頭に置き、「休むことは正当な回避行動であり『悪いこと』だと思う必要はない」とのメッセージを明確に伝え、自己評価の低下を防ぐとともに、必要に応じ学習面のサポートを行なうなどの対応が必要である。

### （4）児童生徒・保護者を支援する教員の支援について

- 重大事態発生後、教員が、重大事案対応だけでなく、その後の教育・指導に安心して継続的に携われるような体制整備が必要である。
- 重大事案発生時に、市教委は、当該学校の教員支援を目的とした専任の専門家（精神科医や公認心理士・臨床心理士等）を、一定期間派遣できるよう体制を整備する必要がある。

一般的に、重大事案発生後は事案にかかる調査活動（各種アンケート実施

<sup>10</sup> 公認心理士登録簿への登録を受け、公認心理士の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析等を行う国家資格者（平成29年9月施行の公認心理士法に基づき平成30年9月に第1回資格試験が行われる。）

と分析、その結果を踏まえた面談とその後の対応等)、在校生への種々のケアと保護者対応に教員が取り組むこととなる。教員は立場として児童生徒や保護者への支援者の役割を担うことになるが、教員自身も重大事案発生により強い精神的ダメージを受けていると予想される。しかしながら、本事案のように大きな社会的反響があると、児童生徒や保護者への支援に専念しがちで、かつ自身の心身ケアを長期間疎かにしがちでもある。長期間強い精神的ダメージのケアを受けない場合、潜在的に精神的ダメージが蓄積し、後日心身不調や心身疾患を患う可能性が高くなる。非日常的な環境での活動は、精神的な過緊張状態が持続しているにもかかわらず、傍目ではいつもと変わりなく活動しているように見えてしまうことがある。

本事案でも、教員は通常業務に加えて事案対応の諸活動に取り組み、業務が過重になっていた。緊急派遣スクールカウンセラーが教員支援も兼任していたが、児童生徒支援が最優先となっていたため、教員カウンセリングの実施は1回実施されただけであった。事案発生から18か月後以降に実施された審議会による教員聞き取り時に、感情的な動搖が認められた複数の教員がいた。このことから生徒支援と兼任方法での教員ケアでは、教員の精神的ダメージを十分にケアできないといえる。教員が、重大事案対応だけでなく、その後の教育・指導に安心して継続的に携われるような体制整備が必要である。

以上のことから、重大事案発生時に、市教委が当該学校の教員支援を目的とした専任の専門家(精神科医や公認心理士・臨床心理士等)を、一定期間派遣できる体制整備が必要である。

## 4 再発防止について

### (1) 児童生徒への対応

- いじめを原因とする重大事態において、いじめの加害側となった児童生徒が、事実に向き合い、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の大きさを知り、自己の行為の重大性に気づき、真に反省をする機会を設けることが大切であり、事実関係や思いについての聴取が不十分なまでの形式的な謝罪で終えるべきではない。
- 加害児童生徒に対する対応は、第三者調査が行われる場合であっても、教育現場においては、事案発生からあまり間を置かずに継続して上記の対応がとられるべきである。

いじめによって、児童生徒が自殺をするなどの重大な事態において、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の大きさに比べて、これを行った児童生徒のその時点での重大性の認識は低いことが多く、その発生によってはじめて事態の大きさに気づくこともある。こうした場合のいじめの加害側の児童生徒の心的ダメージが大きくなることもあり、これに対するケアを要する場合があることは想定する必要がある。

他方で、いじめを苦にした自殺という痛ましい結果に対しては、いじめの加害側となった児童生徒が、事実に向き合い、いじめを受けた児童生徒の心身の苦痛の大きさを知り、自己の行為の重大性に気づき、真に反省をすることが、被害を受けた児童生徒への心からの謝罪や、二度と同じことを行わないとの決意につながることとなる。こうした状況とプロセスを踏まえ、事実関係や思いについての聴取が不十分なまま、一方的な決め付けにより形ばかりの謝罪をさせたり、再発防止の誓約をさせたりすることで終えることがないよう留意する必要がある。

まずは事情聴取を重ね、事実関係や思いを十分に聞き取り、一方で被害側の児童生徒はこのように感じていたということを具体的に告げる中で、自らの行為が相手をひどく傷付けてしまったことへの自発的な気付きにつなげ、二度と繰り返すまいという素直な思いに至らせることが望ましい。

このような対応は教育現場によってなされる必要があり、とりわけ、いじめが当事者間だけの問題ではなく、その周辺の児童生徒の問題でもあることを踏まえると、すべての児童生徒に対して、それぞれの児童生徒にふさわしい対応が求められる。加害児童生徒に対する対応は、第三者調査が開始された場合、もっぱら心的ケアのみの対応になりやすいが、こうした点を踏まえると、第三者調査が行われる場合であっても、教育現場においては、事案発生からあまり間を置かずに継続して上記の対応がとられるべきである。

さらに、本事案でも当初の関係変化がそうであったように、被害・加害の立場は容易に入れ替わることも鑑み、加害側となった児童生徒のみならず、全ての児童生徒に自らの課題として向き合い、考えさせるような教育活動を行うことも重要である。例えば、アサーショントレーニング（自分と相手、双方を大切にしながら自己表現を行うコミュニケーションスキルを身につけるためのトレーニング）や、アンガーマネジメントプログラム（衝動性が高まっても自分で沈静化し適切な表現や問題解決ができるような力を学ぶプログラム）などを教育課程として導入することが考え得る。中長期的な視点での再発防止に向けた対応となり得る。

## (2) インターネット等による攻撃の問題

- インターネット上で、児童生徒等をさらす行為は、一旦さらされた情報は完全に消去することは不可能で、虚実を含めて拡散する一方で、無批判に本当のことと受け止められ易く、対象とされた者の人生に重大な被害をもたらすもので決して許されてはならない。
- 加害児童生徒への対応が必要であることはいうまでもないが、それは正しい事実認識のもと、教育によってなされるべきものであり、少なくとも、インターネットでの攻撃という形の「私刑」によってなされるべきものではない。
- こうした行為は、かえっていじめを行った生徒を真の反省から遠ざけることにもなり、いじめに加担する行為である。

本事案では、前述のとおり、自殺報道後、他の生徒や保護者の実名や顔写真、住所などがインターネット上にさらされ、「殺人犯」と名指しされるなどの状況が続き、その後さらに、電話、ハガキ、物を送り付けるなどの形ある攻撃へと転化していった。こうしたインターネット被害は、これに対する被害感情も伴って、いじめを行った生徒を真の反省から遠ざけることにもなった。

このような攻撃を行った者には、学外の者も含まれていると思われるが、インターネット上には対象者とごく近しい者しか知り得ないものであろう内容も流されており、学内の者も含まれていたと思われる。

その意図は不明ではあるが、悪意をもってのことであれば勿論のこと、そうではなく主観的には何らかの「善意」による行動であったとしても、許されることではないことを、児童生徒や保護者にあらためて周知徹底する必要がある。

インターネット上に一旦さらされた情報は無批判に本当のことと受け止められ易く、完全に消去することは不可能で、対象とされた者の人生に重大な被害をもたらし得ることに思いを致す必要がある。

加害児童生徒がいじめについて反省すべきことは勿論であるが、それは正しい事実認識のもと、教育によってなされるべきものであり、少なくとも、上記のような「私刑」によってなされるべきものではない。

## 5 おわりに——学校・市教委を越える問題

以上、本事案の検証の中で明らかになった課題から、いじめの防止、いじめの早期発見・対応、重大事態の発見・対応、再発防止それぞれについて提言を記した。他方で、こうした課題の中には、学校・市教委の対応の範囲を越えるものでありながら、それが学校におけるいじめの問題あるいはその背景に大きな影響を与えているものがある。また、本事案の審議会調査の過程で生じた問題は、審議会の問題であるとともに、市を越えて各地で起きており、また起こる可能性の

ある問題である。こうした観点から、審議会として、国等に向けて提言を行うこととする。

### (1) 教育のあり方に関する問題

- 国は、性に関する情報が社会に氾濫している現状を踏まえ、思春期・青年期の児童生徒の成長に応じた適切な性、異性及び人間関係に関する情報を積極的に示すとともに、豊かでよりよい人間関係を形成するに有用な思春期教育が実施されるよう条件整備をすべきである。
- 国は、全国一斉の学力・学習状況調査が学校現場の競争的環境の一因となっていることを踏まえ、また競争的学校環境が児童生徒にストレスを与えていることを踏まえ、その実施を含めた学力・学習状況調査のあり方について再検討するとともに、子どものいじめ、自殺、精神疾患等を引き起こす過度な競争をなくすための教育システムの構築に向けての抜本的改革に取り組まれたい。
- 国及び県は、教師の勤務状況が過酷になり、児童生徒の生活指導にも支障が生じている現状を踏まえ、これを解消する手立てを、財政的措置も含めて講じるべきである。

すでに述べたとおり、中学生を含む思春期・青年期は、児童生徒の成長に極めて重要な時期である。成長に伴う身体的変化、さらに、精神面では、同性同年輩の友人と親密な関係を持つことが重要な課題となり、また同時に、性、異性を意識し、他人から見られる自分を意識するようになるのもこの時期の特徴である。この時期の児童生徒は、容姿について気にするようになるとともに、容姿について、興味関心が高い分、それを取り上げ悪口にしてみたり、揶揄したりすることが行われ、それに対する傷付きは深くなる。また、性、異性に対する興味から、氾濫する性情報を求めるようになり、これに基づく誤った行動、逸脱行動が行われやすく、また、これによる誤った関係理解が受容されやすく、これを前提にしたいじめも稀ではない。

こうした状況の中で、学校から発信される情報は極少にとどまる。例えば、本事案でも問題になった化粧について、思春期の児童生徒なら誰でも関心を持つことがらであるにもかかわらず、校則で禁止するだけで、児童生徒の自然な関心の萌芽を大切に育てていくことを前提としていない。また、同じく本事案で問題となつた生徒間の付き合いについても、たいしたことがないとして放置するか、逸脱行動に指導を与えるかで、それをどれだけ大切にし、児童生徒の性・性別を意識した人間関係をどのように築いていくかについての教育も十分になされていない。その結果として、社会に氾濫する性情報のままに児童生徒はこれらを捉え行動し、時に相手を傷つけやすい材料としてデマを流したり、これをからかいの材料にして揶揄したりする様子が窺える。こうした思春期・青年期に特徴的な関係性に起因する関心、性・異性への興

味を一つの機会として捉えて、児童生徒が頼れる情報を、思春期教育または性教育として、教育課程等に位置づけていく必要がある。

また、思春期・青年期は不安定な時期だけに、バランスのとれた指導（むしろ、支援や援助）が必要であるところ、学校では結局のところ、学力向上教育に偏重している様子が窺える。現在、景気が回復基調にあるとは言え、児童生徒にとって将来を見通せない状況は相変わらず続いている、むしろ、豊かに描いた夢をおとなは肯定せず、希望を持って生きることではなく、学力を向上させることを求めるという現実があり、漠然と不安を抱くこの時期の児童生徒の不安を増幅させている。また、一時期中止されていた全国一斉の学力・学習状況調査が、平成19年に復活し、現在では悉皆の調査がなされ、少なくとも、都道府県・指定都市別の結果が公表されるなど、どの都道府県等が1位で、どの都道府県等が最下位かといった尺度の中で学力による相対的順位へ関心が移り、結果として、競争的雰囲気を現場に伝えている。そして、こうした競争的雰囲気は、具体的には、児童生徒に対する学力向上教育として現れ、教師が生活指導において別の尺度を持ちにくくする傾向をもたらしている。その結果、児童生徒がこの時期に示す多様なニーズに応えられなくなり、児童生徒の自己肯定感の低下とともに、児童生徒間の関係のストレスの原因ともなっている。こうした競争主義的学校環境におけるストレスがいじめの背景となり、時に自殺の原因になっており、国連子どもの権利委員会の日本国審査における総括所見においても、繰り返し、学校の競争的環境がいじめや自殺などに寄与する可能性についての懸念が表明されている。国においても、学校における思春期・青年期の児童生徒の学校環境を整えるとともに、全国一斉の学力・学習状況調査のこうした影響を十分に理解し、その実施及びあり方について再検討し、さらに、子どものいじめ、自殺、精神疾患等を引き起こす過度な競争をなくすための教育システムの構築に向けての抜本的改革に取り組まれたい。

さらに、教員の生徒への関わりのあり方は、個々の教員の専門性に基づき模索されるべきものであるが、個々の教員の自助努力によるのみならず、それを支える教員集団による協力と支援は重要である。加えて、思春期・青年期の児童生徒が示すサインが多様かつ複雑であり、これを受けとめる教員には、力量もさることながら、丁寧に関われる時間的余裕も必要である。しかし、現在の教員の勤務状況は、あまりにも過酷であり、こうした児童生徒のニーズに応えきれないばかりか、教員の心身に支障を来す状況にもなっている。こうした状況の改善は、学校・市教委でできることではなく、財政的措置も含めて、国・県において抜本的な整備が求められるところである。

## (2) いじめ重大事態の調査組織とそのあり方に関する問題

- いじめ重大事態の調査組織（以下、「第三者調査委員会」という。）が、各地で多く設置されている現実を踏まえ、国は、設置状況を正確に把握し、第三者調査委員会の作成した調査報告書をすべて収集し、これを検証をするとともに、いじめ重大事態の調査及び調査報告書のあり方について研究すべきである。
- その際、第三者調査委員会における調査の専門性と専門家の役割について明らかにする必要がある。

法施行後、全国において、法第28条第1項に基づき、第三者調査委員会を設けて調査を行い、これが答申として報告されている事例は多数に及んでいる。こうした調査について、文部科学省は、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。」などといった現状・課題の指摘を受けて、平成29年3月に、重大事態調査ガイドラインを公表し、第三者調査委員会において、適切に調査がなされるよう、そのあり方について指針を示している。

かかる条件整備にもかかわらず、現実には、調査に当たるいわゆる第三者調査委員会によって、調査の理解、調査の方法、専門家委員の位置付け、遺族対応を含む運営方法など、そのあり方について大きな開きがあり、その結果示される調査結果及び調査報告書にばらつきが生じ、そのことが、法が予定する組織を設けての調査自体の信頼を失う事態が生じている。本事案もそうした事案であり、本事案の遺族が、「人が変わるだけで結果が変わる時点でシステムとして成り立っていない」（東奥日報平成30年7月16日）と指摘する点には、真摯に耳を傾ける必要がある。

こうした事態が、わが子を失ったこと自体で深く傷ついている遺族を、さらに二次的に傷つけることになることに十分留意し、国は、各地の第三者調査委員会の設置状況を正確に把握し、第三者調査委員会の作成した調査報告書をすべて収集し、これを検証をするとともに、いじめ重大事態の調査及び調査報告書、さらに第三者調査委員会のあり方について研究すべきである。

その際、第三者調査委員会における調査の専門性と専門家の役割については重要な点であると思われる。本審議会においては、委員交代後、本事案の審議を開始するに当たって、公式、非公式の場で常にこの問題を議論し、委員間での共通理解を得ることに努めた。そして、いじめにより死亡したことを疑う事案を前にして、すべてに応えうる専門や専門家はいないこと、だからこそ、異なる専門を持った専門家の会議体でこれを検証するということ、したがって、専門家は自らの専門性を発揮するとともに、こうした自らの専門性の限界を踏まえ、調査の意義や目的を理解をした上で、異なる専門家からの指摘に耳を傾けるとともに、異なる専門領域にわたる内容であっても、忌憚なく意見を言うこと、こうした雰囲気の醸成に努めた。そして、これを踏まえて専門性を尊重することの意味を確

認し、本報告書は、専門に応じた専門家による分担執筆の寄せ集めにはせず、こうしたやり方での議論と並行しながら、相互に眼を通し、相互に手を入れることを通じて作成された。

これが、本審議会の調査および報告書作成のやり方であるが、逆にいえば、こうしたことに神経を使わなければいけないほど、第三者調査委員会のあり方について考えの開きがあることをも意味している。また、こうした第三者調査委員会のあり方について、これまで委員推薦に応じてきた（一社）日本児童青年精神医学会からも、平成30年6月17日付で、「児童・生徒のいじめによる被害や自殺等の重大事態に関する第三者委員会」への委員の推薦について」と題する意見も公表されているところである。こうした状況を踏まえ、国もまた、推薦母体になっている学会、団体との意見を踏まえるとともに、十分な意見交換をする機会を整え、専門性と専門家の役割について共通認識を作るよう務めるべきである。